

熊本市におけるバス交通のあり方検討協議会について

1. 目的

今後のバス事業のあり方に関する検討を行うにあたり、公共交通事業関係者はもとより市民、市議会議員及び学識経験者等による検討協議会を設置し、望ましいバスサービス水準の検討、市営を含めたバス事業の運行体制のあり方の方向性について検討し、将来にわたって利便性の高いバスサービスを提供できる交通体系を確立する。

2. 位置づけ

- (1) 本市の審議会等（市政運営上一定の役割を担う組織化された機関）に位置づけ、市長の諮問に応じ、答申等を行う。
- (2) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会に位置づけ、計画策定に必要な調査及びその計画に基づく事業等を実施する。